自然豊かな活気あふれる 幸せのまち 平生

広報 ひらお

令和6（2024）年
10月号
No.1350

今年も収穫の 秋 がやってきました！
（オリーブの収穫イベント / 9月29日）

主な内容

2　新たな地域おこし協力隊員をご紹介します
8－9　保育園・平生幼稚園新入園児募集
11　“小規模特認校” 佐賀小学校に就学する児童を募集します！

新たな地域おこし協力隊員をご紹介します

平生町地域おこし協力隊員として、山口ふく太郎・ふく子さん（周南市から移住）が着任しました。
山口ふく太郎・ふく子さんは吉本興業所属の芸人としてこれまで「山口県住みます芸人」として活動されていましたが、今後は「平生町住みます芸人」として、関係人口創出のため平生町の魅力発信や、町の活性化につながる活動に取り組んでいただきます。

地域おこし協力隊員とは

人口減少や高齢化の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行いながら、地域への定住、定着を図ることを目的とした国の制度です。

問町役場地域振興課　☎56-7120

平生町地域おこし協力隊員

山口ふく太郎さん

10月1日から平生町地域おこし協力隊員に着任しました吉本興業所属の山口ふく太郎・ふく子です。
山口県住みます芸人として約8年間活動しておりましたので、県内各地を飛び回りイベント出演などをしてきました。イベント会場などでお会いしたことがある人もいらっしゃると思います。
10月からは『平生町住みます芸人』となり、町内のイベント、お祭りに参加し盛り上げさせていただきます。地域のちょっとした催しや集まりなど、みなさんのすぐそばに駆けつけますので、よろしくお願いします。
現在、家族4人で平生町に住んでいます。実際に生活してみて感じたこと、イベントに参加して感じたこと、みなさんとふれあって感じたことなどをテレビやSNSで発信して平生町のPRをしていきます。
平生町のみなさんと笑って楽しい時間を共に過ごせたらと思っております。
もし見かけたら声を掛けてくださいね。

平生町地域おこし協力隊員

山口ふく子さん

平生町のみなさんこんにちは！！ふく子です！！
このたび平生町地域おこし協力隊員として平生町に家族で移住してまいりました！！
10月からは『平生町住みます芸人』として活動していきます。
私たちは『よしもと住みます芸人』で山口県内の活性化を目指してやってきました。その活動中に、こうして平生町と縁ができ、すごく嬉しく感じています。絶対“平生町を山口県内、全国へＰＲし、１人でもたくさんの人が平生町に遊びに来て欲しいと思っています！！”
町で見かけたら声をかけてください。よろしくお願いします！！
これから町内を取材する機会がたくさんあると思います。
取材して欲しい場所や人がありましたら教えてください。
平生町をみんなで盛り上げていきましょう！

申請はお済みですか？

平生町は「Io amo ひらお」定住プロジェクトで若年層を中心とした移住・定住を進めています！

■若者定住促進住宅事業

若者世帯が単独でマイホーム取得で**20万円**（佐賀地区は**50万円**）を補助！

三世代同居・隣居の場合は、年齢要件なく**50万円**を補助！

その他にも補助対象となる項目がありますので、ご相談ください。
※夫婦いずれか、もしくは子と同居、扶養しているひとり親世帯の親が、引渡し時に40歳以下であること、令和6年4月1日以降、令和7年3月31日までに住宅の引渡しを受けることなど、補助要件を満たしている必要があります。

■結婚新生活応援事業

若者夫婦が新婚生活を平生町でスタートさせると最大**30万円**を補助！

夫婦いずれも30歳未満の新婚夫婦には最大**60万円**を補助！

※令和6年3月1日から令和7年3月31日までに婚姻届を受理された夫婦で、受理日における年齢が、夫婦いずれも39歳未満であること、最新の所得証明書による夫婦の総所得金額の合計が500万円未満であることなど、補助要件を満たしている必要があります。

空き家を利活用して移住者を増やそう！

■空家バンク事業

町内の利活用可能な空き家を、不動産関係団体と連携して、町外からＵＪＩターンを希望する人に紹介し、定住促進を図る目的で実施している事業です。
売買もしくは賃貸可能な空き家をお持ちの人は、ぜひ空家バンクに登録をお願いします。
※随時、登録を受け付けています。

空き家をきれいにする費用を補助します！

■空家リフォーム助成事業

空き家の利活用を促進するために「空家バンク」に登録した空き家のリフォームや家具などの不要物の撤去費用の一部を助成します。（町内業者が施工するものに限ります）
※空家バンク登録後、リフォームを行う前に、申込みが必要です。

補助金の額

リフォーム費用	対象費用の2分の1	上限30万円
		新規就農・漁業者の場合：上限40万円
不要物の撤去費用	対象費用の全額	上限10万円
		新規就農・漁業者の場合：上限20万円

≪詳しくは町ホームページ（QRコード）または広報ひらお令和6年4月号をご覧ください≫
※いずれの事業も予算の範囲内での助成となりますので、お早めに申請してください。

問町役場地域振興課　☎56－7120

平生町人事行政の運営などの状況をお知らせします

「平生町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の任用、給与、服務や勤務条件など人事行政の運営状況についてお知らせします。

問町役場総務課　☎56-7111

1．職員の任免および職員数に関する状況

◆採用・退職等の状況

①採用者数（令和５年４月２日～令和６年４月１日）

区分	大学卒	短大卒	高校卒	計
一般行政職	５人	２人	６人	13 人

②退職者数（令和５年度）

区分	定年退職	勧奨退職	普通退職	その他	計
一般行政職	０人	２人	４人	０人	６人
技能労務職	０人	０人	０人	０人	０人
計	０人	２人	４人	０人	６人

※一般行政職：行政職給料表適用者
※技能労務職：技能労務職員給料表適用者

◆職員数の状況

①部門別職員数の状況および主な増減理由（各年４月１日現在）

部門	区分	職員数 令和５年	職員数 令和６年	対前年増減数
一般行政	議会	２人	２人	
	総務	36 人	38 人	＋２人
	税務	８人	９人	＋１人
	民生	12 人	14 人	＋２人
	衛生	９人	10 人	＋１人
	農林水産	11 人	10 人	－１人
	商工	３人	３人	
	土木	11 人	10 人	－１人
	小計	92 人	96 人	＋４人
特別行政	教育	17 人	18 人	＋１人
	小計	17 人	18 人	＋１人
公営企業等会計	下水道	６人	６人	
	その他	８人	８人	
	小計	14 人	14 人	
合計		123 人	128 人	＋５人

※職員数は一般職に属する職員数であり、任期付職員・再任用職員（短時間勤務を除く）、休職者を含む。

②任期付職員および再任用職員の状況（各年４月１日現在）

区分		職員数 令和５年	職員数 令和６年	対前年増減数
任期付	常時勤務	１人	２人	＋１人
再任用	常時勤務	２人	１人	－１人
	短時間勤務	１人	０人	－１人

③職員数の推移（各年４月１日現在）

部門	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
一般行政	88 人	87 人	93 人	92 人	96 人
特別行政	16 人	16 人	16 人	17 人	18 人
公営企業等会計	13 人	14 人	15 人	14 人	14 人
合計	117 人	117 人	124 人	123 人	128 人

2．職員の分限および懲戒処分の状況

◆分限処分者数（令和５年度）　２人

分限処分とは、職員が一定の事由によってその職責を十分に果たし得ない場合に公務能率を高めるため、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。

◆懲戒処分者数（令和５年度）　１人

懲戒処分とは、勤務関係の秩序を維持するため、職員の服務義務違反に対して科する制裁処分です。

3．職員の服務および退職管理の状況

◆職務上の義務

地方公務員法の規定により、次のような職務上の義務があります。

▷法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
▷信用失墜行為の禁止
▷秘密を守る義務
▷職務に専念する義務
▷政治的行為の制限
▷争議行為等の禁止
▷営利企業等の従事制限

◆職務に専念する義務の免除

次の場合、職務に専念する義務が免除されます。

▷研修を受ける場合
▷厚生に関する計画の実施に参加する場合
▷その他特に任命権者又はその委任を受けた者の承認を得た場合

◆退職管理の適正の確保

地方公務員法の規定により、離職後に営利企業等に再就職した元職員（＝再就職者）は、離職前５年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対して、当該営利企業等又はその子法人と在職していた地方公共団体との間の契約等事務について、離職後２年間、離職前５年間の職務上の行為をする（しない）ように、要求または依頼すること（＝働きかけ）が禁止されます。

4．職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

◆一般職員の勤務時間（令和６年４月１日現在）

１週間の勤務時間	１日の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38 時間 45 分	７時間 45 分	8:30	17:15	12:00～13:00

◆休暇制度（令和５年度）

種類	概要
年次有給休暇	１年度に 20 日を付与 [平均取得日数：11.1 日]
病気休暇	負傷や疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、90 日の範囲内で取得可能
特別休暇	結婚、出産、忌引など、特別の事由により勤務しないことが相当である場合、休暇に応じた日数の範囲内で取得可能
介護休暇	介護を最低２週間以上必要とし、勤務しないことが相当であると認められる場合、６月の範囲内で取得可能 [取得者：０人]

◆休業制度等（令和５年度）

区分	概要
育児休業	３歳に満たない子を養育するため、３歳に達する日まで取得可能［取得者：女性０人、男性１人］
部分休業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、１日の勤務時間のうち２時間まで取得可能 [取得者：女性１人、男性０人]
育児短時間勤務	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、いくつかある勤務の形態から選択し、希望する日および時間帯に勤務可能 [取得者：女性０人、男性０人]
自己啓発等休業	自発的に職務を離れて大学等における修学や国際貢献活動を行うことを希望する職員に対し、その身分を保有したまま職務に従事せず、これらの活動を行うことが可能［取得者：０人］

②職員の初任給の状況

区分		平生町	国
一般行政職	大学卒	204,300 円	196,200 円
	高校卒	172,200 円	166,600 円
技能労務職		147,100 円	－

③職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

区分		経験年数 10 年以上～15 年未満	15 年以上～20 年未満	20 年以上～25 年未満
一般行政職	大学卒	271,800 円	299,300 円	355,000 円
	高校卒	243,500 円	275,500 円	－
技能労務職		－	－	－

◆一般行政職の級別職員数の状況（令和６年４月１日現在）

級区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
７級	課長	１人	1.0%
６級	課長・主幹	12 人	12.1%
５級	室長・課長補佐	10 人	10.1%
４級	班長・主査	28 人	28.3%
３級	主任主事・主任技師	22 人	22.2%
２級	主事・技師	９人	9.1%
１級	主事補・技手	17 人	17.2%
計		99 人	100.0%

※一般行政職：地方公務員給与実態調査により決められた区分による（再任用職員を除く）
※級区分：平生町の職員給与条例に基づく給料表の級区分
※標準的な職務内容：それぞれの級に該当する代表的な職務

◆職員手当の状況

①期末手当・勤勉手当（令和５年度）

		平生町	国
１人当たり平均支給額		1,477 千円	－
支給割合	期末手当	2.45 月分（1.375 月分）	左記に同じ
	勤勉手当	2.05 月分（0.975 月分）	左記に同じ
加算措置の状況	役職加算	５～15%	５～20%
	管理職加算	－	10～25%

※（　）内は再任用職員の支給割合

②退職手当（令和６年４月１日現在）

		平生町 自己都合	平生町 勧奨・定年	国
支給率	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	左記に同じ
	勤続 25 年	28.0395 月分	33.270750 月分	
	勤続 35 年	39.7575 月分	47.7090 月分	
	最高限度額	47.7090 月分	47.7090 月分	
定年前早期退職特例措置		2%～20%		2%～45%
１人当たり平均支給額		11,029 千円	20,847 千円	－

※１人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額

③特殊勤務手当（令和６年４月１日現在）

手当の種類（手当数）	7
職員全体に占める手当支給対象職員の割合	11.7%
支給実績（令和５年度決算）	50 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	16,667 円

④時間外勤務手当

	令和４年度決算	令和５年度決算
支給実績	25,057 千円	22,456 千円
職員１人当たり平均支給年額	263,756 円	246,768 円

5．職員の研修および人事評価の状況

◆研修の状況（令和５年度）

種別	研修数	受講者数	実施団体
独自研修	14 件	449 人	平生町
階層別研修	９件	24 人	山口県ひとづくり財団
特別研修	24 件	41 人	山口県ひとづくり財団
派遣研修	１件	１人	広島広域都市圏職員人事交流研修
	２件	２人	全国市町村研修財団（国際文化アカデミー）
	１件	２人	山口県町村会 町職員先進地視察研修
	２件	２人	日本下水道事業団

◆人事評価の状況（令和５年度）

一般職・再任用職 121 人を対象に、人事評価（能力評価、業務評価）を実施。

6．職員の福祉および利益の保護の状況

◆健康管理事業（令和５年度）

区分	受診者数	内容
定期健康診断	56 人	
人間ドック	68 人	30 歳以上

◆公務災害の認定状況（令和５年度）

公務災害件数	通勤災害件数
０件	０件

◆勤務条件に関する措置の要求の状況（令和５年度）

なし

◆不利益処分に関する審査請求の状況（令和５年度）

なし

7．職員の給与の状況

◆総括

①人件費の状況（普通会計決算）

区分	令和５年度
住民基本台帳人口（令和５年度末）	10,859 人
歳出額Ⓐ	5,806,508 千円
実質収支	186,668 千円
人件費Ⓑ	1,140,440 千円
人件費率Ⓑ／Ⓐ	19.6%
令和４年度の人件費率（参考）	17.9%

②職員給与費の状況（一般会計予算）

区分		令和６年度
職員数Ⓐ		117 人（０人）
給与費	給　料	434,854 千円
	職員手当	52,871 千円
	期末・勤勉手当	174,385 千円
	合計Ⓑ	662,110 千円
一人当たり給与費 Ⓑ／Ⓐ		5,659 千円

※職員手当には退職手当を含んでいません。
※給与費は当初予算に計上された額です。
※（　）内は短時間勤務職員について外書きしています。

◆職員の平均給料月額、初任給等の状況（令和６年４月１日現在）

①職員の平均給料月額、平均年齢の状況

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	312,400 円	42.1 歳
技能労務職	296,300 円	48.0 歳

⑤その他の手当（令和６年４月１日現在）

種別・要件等		平生町	国	支給実績（１人当たり平均支給額）
扶養手当	配偶者	6,500 円	左記に同じ	11,309 千円（209,433 円）
	子	10,000 円		
	父母等	6,500 円		
	特定期間の加算	5,000 円		
住居手当		［家賃 23,000 円以下］家賃－ 12,000 円	［家賃 27,000 円以下］家賃－ 16,000 円	8,186 千円（282,276 円）
		［家賃 23,000 円超 55,000 円未満］（家賃－23,000円）÷2＋11,000円	［家賃 27,000 円超 61,000 円未満］（家賃－27,000円）÷2＋11,000円	
		［家賃 55,000 円以上］27,000 円	［家賃 61,000 円以上］28,000 円	
通勤手当	交通機関	運賃相当額［最高月額 55,000 円］	左記に同じ	6,035 千円（80,460 円）
	交通用具	距離制２㎞毎［上限 30 ㎞］2,500 円～ 23,500 円	距離制５㎞毎［上限 60 ㎞］2,000 円～ 31,600 円	
管理職手当		【課長・主幹】40,000 円 【課長補佐】30,000 円 【園長】22,000 円	級・職区分に応じて 46,300円～139,300円	10,998 千円（392,786 円）
休日勤務手当		時間単価の 135/100	左記に同じ	463 千円（18,512 円）
宿日直手当		5,400 円	4,400 円	0 千円
管理職員特別勤務手当		週休日等の勤務１回につき 4,000 円～ 6,000 円（6 時間超：150/100 割増）	週休日等の勤務１回につき 6,000 円～ 10,000 円（6 時間超：150/100 割増）	512 千円（30,118 円）

※支給実績（１人当たり平均支給年額）は令和５年度決算額

◆特別職の報酬等の状況
（令和６年４月１日現在）

区分		給料月額等
給料	町長	740,000 円
	副町長	604,000 円
	教育長	551,000 円
報酬	議長	270,000 円
	副議長	217,000 円
	議員	199,000 円
期末手当	町長 副町長 教育長 議長 副議長 議員	3.40 月分 加算措置あり
退職手当	町長	給料月額× 5.0／12 ×在職月数【任期毎】
	副町長	給料月額× 3.0／12 ×在職月数【任期毎】
	教育長	給料月額× 2.6／12 ×在職月数【任期毎】

平生町マイナンバーカード出張申請サポートについて

町では、マイナンバーカードの出張申請サポートを実施しています。窓口への来庁が困難な方はご利用ください。
※マイナンバー申請サポートは町役場町民福祉課においても実施しています。

開催日	開催時間	実施場所
11 月６日㊌	9:30 ～ 12:00	大野地域交流センター
11 月８日㊎		竪ヶ浜地域交流センター
11 月 13 日㊌		曽根地域交流センター
11 月 14 日㊍		平生まち・むら地域交流センター
11 月 19 日㊋		佐賀地域交流センター
11 月 20 日㊌		宇佐木地域交流センター
11 月 26 日㊋		佐賀地域交流センター 尾国分館

○申請時に必要なもの
①通知カードまたは QR コード付き交付申請書
②本人確認書類（原本）
※①の有無やマイナンバーカードの受取場所により書類の準備数が異なります。
【郵送での受け取り】
①の通知カードあり⇒ A 書類１点または B 書類２点
①の通知カードなし⇒ A 書類２点または A 書類１点＋ B 書類１点
【役場窓口または各地域交流センターで受け取り】
A 書類１点または B 書類２点

A 書類	官公庁発行の顔写真付きの証明書 運転免許証・パスポート・障害者手帳・在留カード・運転経歴証明書（H24.4.1 以降発行のもの）など
B 書類	（氏名・生年月日）または（氏名・住所）が記載されているもの 健康保険証・介護保険証・年金手帳・公的年金証書・学生証・社員証・医療受給者証など

そのほかご不明な点があればお問い合わせください。
問町役場町民福祉課 戸籍班　☎56-7113

山口県の最低賃金が変わりました

１時間：979 円（引き上げ額 51 円）　効力発生日：令和６年 10 月１日から

パート、アルバイトなどを含め、すべての労働者に最低賃金以上の賃金が支払われなければなりません。
問山口労働局労働基準部賃金室　☎ 083-995-0372　問下松労働基準監督署　☎ 0833-41-1780

無料スマホ教室を開催します！

問町役場デジタル推進課　☎ 56-7125

「誰一人取り残されないデジタル社会の実現」に向け、デジタル機器の活用に不安のある方を対象にスマートフォン教室を開催します。少人数制で行いますので、手厚くサポートができます。年齢に関係なく、スマートフォンをお持ちでない方も受講可能です。安心してご参加ください。いずれも先着順になりますのでお早めにお申し込みください。

（１）講座による教室（この教室は町が MX モバイリング（株）に委託して実施するものです）

【講座について】　※各講座の定員は８名

日程	場所	時間（60 分）	講座内容	準備物
10 月 23 日㊌	竪ヶ浜地域交流センター（研修室）	13:30 ～	ハザードマップポータルサイトでさまざまな災害のリスクを確認しよう	なし
		15:00 ～	浸水ナビを使って水害シミュレーションを見てみよう	なし
10 月 24 日㊍	平生まち・むら地域交流センター（視聴覚室）	9:30 ～	スマートフォン用電子証明書をスマートフォンに搭載しよう	①
		11:00 ～	浸水ナビを使って水害シミュレーションを見てみよう	なし
11 月 19 日㊋	大野地域交流センター（洋室）	13:30 ～	全国版救急受診アプリ（Q助）で病気やけがの緊急度を判定しよう	なし
		15:00 ～	スマートフォン用電子証明書をスマートフォンに搭載しよう	①
11 月 20 日㊌	宇佐木地域交流センター（和室）	9:30 ～	マイナポータルを活用しよう	②
		11:00 ～	マイナンバーカードを健康保険証として利用しよう・公金受取口座の登録をしよう	③
	平生まち・むら地域交流センター（第３研修室）	13:30 ～	スマートフォンで年金の情報を確認しよう（ねんきんネット）	②
		15:00 ～	デジタルリテラシーを身につけて安心・安全にインターネットを楽しもう	なし
11 月 21 日㊍	佐賀地域交流センター（企画室）	9:30 ～	スマートフォンで年金の情報を確認しよう（ねんきんネット）	②
		11:00 ～	マイナンバーカードを健康保険証として利用しよう・公金受取口座の登録をしよう	③

【必要な持ち物について】　上記の講座にある準備物欄（①～③）に記載されたものをご用意ください。
①…マイナンバーカード・署名用電子証明書のパスワード（6 ～ 16 文字）
②…マイナンバーカード・利用者証明用電子証明書のパスワード（数字４ケタ）
③…マイナンバーカード・利用者証明用電子証明書のパスワード（数字４ケタ）・銀行口座番号（通帳）（任意）

（２）移動車両による教室（この教室は町がソフトバンク（株）に委託して実施するものです）

会場に用意されたスマートフォンを使った講座です。

スマサポ号がやってきます！

【講座について】　※各講座の定員は３名

日程	場所	時間（60 分）	講座内容
10 月 24 日㊍	佐賀地域交流センター（駐車場）	11:00 ～	スマホを触ってみよう：カメラ・音声アシスタント
		13:00 ～	android の使い方（入門編） スマホの画面の見方、電話、文字入力、メール
		14:30 ～	android の使い方（基礎編）：マップを使いながら基本操作、ルート検索、カメラ撮影、QR コードの読み取り
		16:00 ～	android の使い方（応用編）：インターネットの使い方、音声操作、アプリの追加方法・移動方法

＜各講座の申込方法＞　※（１）（２）いずれの教室も開催日前日までにお申込みください。
（１）講座による教室
町役場デジタル推進課（☎ 56-7125：平日９時～ 17 時）に電話、または右の QR コードから必要な項目を入力してください。
（２）移動車両による教室
専用ダイヤル（☎ 0800-111-9442　９時～ 17 時 土日も可）に電話してください。

保育園 新入園児募集

町内各保育園において、次のとおり新入園児を募集します。
保育園への入園を希望する方は、入園要件等をご確認の上、お申し込みください。

佐賀保育園（公立） ☎ 58-0125

【所在地】平生町大字佐賀1525-1**【定員】**40名
【開所時間】㊊～㊎ 7:00～19:00　㊏ 7:30～17:00
【乳児保育】生後６カ月から
【在園児数】22名（９月１日現在）
０歳児：４名　１歳児：２名　２歳児：８名
３歳児：２名　４歳児：５名　５歳児：１名

佐賀地区の子どもたちが通ってきた歴史ある町立保育園です。地域全体が少子化の傾向で、現在は 22 名の少人数の園となっています。海あり山ありの美しく豊かな自然と、子どもたちに優しい地域の方に見守られ、子どもの心と身体の成長を育む最適な環境にあります。季節を感じながら地域の方と触れ合う散歩、誕生会、運動会、発表会のほか、佐賀小学校との交流活動にも取り組んでいます。
※㊊～㊎は、送迎車を運行しています。
(送迎車の利用を希望される場合は、あらかじめご相談ください)

佐賀保育園送迎車

ひらお保育園（私立） ☎ 56-2293

【所在地】平生町大字平生村1357-1**【定員】**120名
【開所時間】㊊～㊏ 7:00～19:00
【乳児保育】生後３カ月から（首すわりなど条件あり）
【在園児数】115 名（９月１日現在）
０歳児：　５名　１歳児：16 名　２歳児：18 名
３歳児：26 名　４歳児：26 名　５歳児：24 名

地域の方々に支えられ、開園から 11 年目を迎えたひらお保育園は、施設・設備が充実し、明るい日差しがたくさん入る園舎が特徴的です。自然豊かな立地を生かし、近所の散歩や畑作業体験も行っています。
夏はプールでの水遊び、秋は運動会や遠足、冬は発表会など、一年を通じてさまざまな活動に取り組んでいます。
定員 120 名の大規模園ですが、一人一人の成長に目を配り、給食も入園後間もない時期はなじみやすいメニューを、卒園前には小学校の給食を想定した量を提供するなど、成長に応じた保育を心がけています。

つばさ保育園（私立） ☎ 56-2292

【所在地】平生町大字曽根757-1**【定員】**50名
【開所時間】㊊～㊏ 7:00～19:00
【乳児保育】生後３カ月から（首すわりなど条件あり）
【在園児数】40 名（９月１日現在）
０歳児：　２名　１歳児：　６名　２歳児：10 名
３歳児：　６名　４歳児：　８名　５歳児：　８名

旧曽根保育園の園舎を利用しているため、建物は古いですが、保育室・トイレなどは使いやすく改装されています。園庭には、夢のある遊具がたくさん設置され、子どもたちが楽しく遊んでいます。お泊まり保育、動物見学、いもほり、クッキングなど、特色ある行事も盛りだくさんです。給食は、子どもの好きなカレーや旬の食材を用いたメニューなど工夫を凝らしてあり、栄養・ボリュームともに満点です。
また、野菜の栽培や収穫などの「食育」も積極的に行っています。

●入園対象者
町内に居住し、次の事由により日中家庭内で保育をすることができないお子さん
【保育を必要とする事由】
就労（月 48 時間以上）、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居または長期入院している親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学など
●保育料
国が定める基準を上限として、保護者などの市町村民税額に応じて町が定めます。
３～５歳児および非課税世帯の０～２歳児は無料です。
また、保護者と生計を一にする 18 歳未満の児童（ただし、18 歳に達する以降の最初の３月 31 日までの間を含む）のうち、最年長者から順に数えて２人目以降のお子さんも無料です。
●申込方法【新規・転園の場合】
町役場町民福祉課に備え付けの支給認定申請書に必要事項を記入の上、保育が必要な理由を証明する書類を添付して提出してください。様式は町ホームページからもダウンロードできます。
町ホームページの QR コードはこちらから▲
●申込期間
11 月１日㊎～ 12 月 27 日㊎
※入園は先着順ではなく、保育の必要性の高い順です。※障がい児保育については、別途ご相談ください。
※継続入所の場合は、現況届を提出してください。
＜申込みおよび問合せ先＞町役場町民福祉課 こども班　☎56-7113

平生幼稚園 新入園児募集

平生幼稚園の新入園児を募集します。
幼稚園への入園を希望する方は、入園要件等をご確認の上、お申し込みください。

【所在地】平生町大字大野南92-2
【保育時間】㊋～㊍（弁当日）8:30～14:15　㊊・㊎ 8:30～11:45
【在園児数】12名（10月１日現在）
年少組（３歳児）：２名　年中組（４歳児）：５名　年長組（５歳児）：５名

年間を通じて地域の方や親子で一緒に行う花の苗植え、いもほり、餅つき体験や、小中学校と連携した行事などさまざまな活動を楽しんでいます。
さらに、園児たちの学びに向かう力を養うため、英会話教室、幼児体育教室、書き方教室、絵本の読み聞かせ等も行っています。平生幼稚園に入園して、園生活を楽しく過ごしてみませんか。

【保育料】無料
【申込方法】
平生幼稚園に備え付けの入園願書と支給認定申請書に、必要事項をご記入の上、提出してください。
様式は町ホームページからもダウンロードできます。
【申込期間】11月１日㊎～12月13日㊎
【申込先】平生幼稚園
＜問合せ先＞
平生幼稚園　☎ 56-2291
町教育委員会学校教育課　☎ 56-6083
町ホームページの QR コードはこちらから▲

ご存知ですか？「中退共」の退職金制度

毎年10月は加入促進強化月間です。

国の退職金制度！
●新規加入や掛金月額を増額する場合、掛金の一部を国が助成します。
●自治体等独自の掛金補助制度があります。
●掛金は全額非課税で、手数料もかかりません。

外部積立型だから管理が簡単！
●従業員ごとの納付状況や退職金試算額を事業主にお知らせします。
●退職金は、中退共から直接従業員へ支払われます。

◎パートさんもご加入いただけます。

詳しくはホームページをご覧ください。

お気軽にお問合せください
（独）勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
☎〇三（六九〇七）一二三四
FAX〇三（五九五五）八二一一

No.310

生涯学習推進だより
平生中学校2年生と菊の会で町花の育成

平生町地域協育ネット

平生町生涯学習推進マスコット「マナビット」

平生町地域協育ネットの一つとして学校支援ボランティアがあります。その取り組みの中で、毎年、平生中学校の2年生と菊の会が技術・家庭科（技術分野）の授業の一環として小菊を育てています。

菊は平生町の町花であり、生徒が小菊を育てる経験を通して、ふるさと「ひらお」を愛する心の醸成を図っています。

11月に行われる秋の文化行事では、平生中学校の生徒と菊の会のメンバーの菊が長年にわたり展示されています。

今回、菊の会のみなさんから指導をいただきながら生徒が育てた菊を展示できるように準備を進めています。

本年度の秋の文化行事は11月2日と3日の2日間行われます。

ご来場の際には、是非、平生中学校の生徒と菊の会のメンバーが丹精込めて育てた菊をご覧ください。

秋季全国火災予防運動
11月9日(土)～15日(金)

火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災の発生防止に努めましょう。

【令和６年度全国統一防火標語】

「守りたい　未来があるから　火の用心」

【住宅防火いのちを守る 10 のポイント】

4つの習慣

- ▶寝たばこは、絶対にしない、させない。
- ▶ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ▶こんろを使うときは火のそばを離れない。
- ▶コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

- ▶火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- ▶火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10 年を目安に交換する。
- ▶火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは防炎品を使用する。
- ▶火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- ▶お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ▶防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

問柳井地区広域消防本部 予防課　☎23-7774

「女性の人権ホットライン」強化週間
11月13日(水)～11月19日(火)

山口地方法務局および山口県人権擁護委員連合会では、夫やパートナーからの暴力、職場等における各種ハラスメント、ストーカー行為など女性をめぐるさまざまな人権問題に関する相談に応じる専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置しています。

一人でも多くの方から相談を受けることができるよう、11月13日～19日を強化週間と定め、相談を受け付けます。

【電話】全国共通ダイヤル
０５７０－０７０－８１０
【日時】
(月)～(金) 8:30～19:00　(土)・(日)10:00～17:00

一人で悩んでいませんか？
相談内容の秘密は守ります。
どんな小さなことでも結構です。
悩みを聞かせてください。

問山口地方法務局人権擁護課
☎083-922-2295

“小規模特認校”

佐賀小学校に就学する児童を募集します！

町では、自然豊かな環境で特色ある教育活動を行っている佐賀小学校を小規模特認校に指定しています。町内に居住する児童（園児）であれば、一定の条件のもと、”小規模特認校“佐賀小学校に就学することができます。

【小規模特認校制度とは】

学校選択制のひとつで、従来の通学区域は残したままで、特定の学校（本町では佐賀小学校）について、通学区域に関係なく、当該市町村のどこからでも就学を認めるものです。

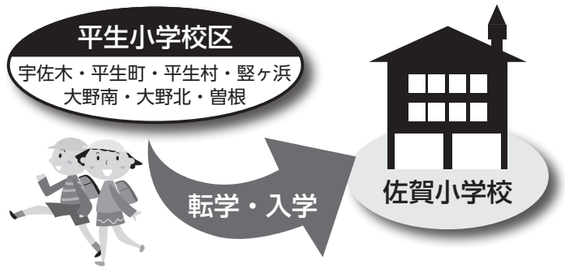

【申請期間】

10月21日(月)～12月20日(金)
（土、日、祝日を除く）

◇就学の条件

次の条件をすべて満たす必要があります。

（1）保護者および児童が町内に在住していること。または就学の時期までに町内に転入する見込みがあること。
（2）保護者の負担と責任により、児童を安全に通学させること。
（3）保護者が小規模特認校の教育活動やＰＴＡ活動に賛同し、協力できること。
（4）原則として、小学校卒業まで在籍すること。

◇就学の時期　原則として、令和７年４月

◇募集人数　各学年５人程度

◇申請方法

転入学を希望する保護者は、小規模特認校転入学申請書を佐賀小学校に提出してください。後日、お子さんと一緒に話をさせていただく機会をつくります。

なお、転学を希望する場合は、現在、在籍している学校の校長にその旨を必ず申し出てください。

※申請書は町教育委員会に備え付けています。
（様式は町のホームページからもダウンロードできます）

学校活動の様子

▲児童による野菜市▲

▲学びの熟議▲

◇佐賀小学校の特色

小規模校だからこそできるきめ細かな指導により、個に応じた学びを推進しています。

学校と地域が協働して学校行事をつくっていきます。地域での体験活動や交流により子どもの主体性を育てます。

日常的に学年の枠を越え、学校全体での交流があります。学年間のふれあいにより、思いやりの気持ちを育てます。

一人一人が主役になる機会が増えることで、自ら挑戦し、最後までやり抜く力を育てます。

◇オープンスクール

【日時】
10月18日(金)　9:05～11:30
11月19日(火)　9:20～11:30

※参加ご希望の方は、事前に佐賀小学校へご連絡ください。

※授業参観は随時対応します。ご希望の場合は事前に佐賀小学校にご連絡いただき、日程調整の上、ご来校ください。

◇学年別児童数（令和６年５月１日現在）

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年
児童数	4	11	5	11	7	9
うち小規模特認校制度利用数	3	6	0	4	2	2

【学習内容・学校公開について】
問佐賀小学校　☎0820-58-0024
【手続き・制度全般について】
問町教育委員会　☎0820-56-6083

地域防災マネージャー

吉川博史の防災かわら版
「南海トラフ地震臨時情報について」

8月8日午後4時43分ごろ、日向灘の深さ31キロを震源とするマグニチュード7.1の地震が発生し、宮崎県日南市で震度6弱を観測しました。この地震は、南海トラフ地震の監視領域内で発生したもので、この地震を受け気象庁は南海トラフ地震の想定震源域で大規模地震が発生する可能性が普段と比べて高まっているとして「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を初めて発表しました。

気象庁では、マグニチュード6.8以上の地震等の異常な現象を観測した後、5～30分後に南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表し、その後「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の臨時会合における調査結果を受けて、該当するキーワードを付した臨時情報を発表します。

臨時情報が発表された際には、政府や自治体からの呼びかけに従い、適切な防災対応をとりましょう。

また、慌てずに防災行動を実施するために、日ごろから地震への備えを行い、万全の体制を整えておきましょう。

問町役場総務課 地域安全班
☎56－7111

南海トラフ地震臨時情報		
発表条件		■南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ■観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
キーワード	調査中	■観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	巨大地震警戒	■南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	■南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評価した場合 ■想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生したと評価した場合 ■ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合
	調査終了	■巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

（内閣府ホームページから引用）

＜日ごろからの地震への備えとして次の点に注意しましょう＞

【迅速な避難体制・準備】
・地域のハザードマップでどのような危険があるかを確認する。
・安全な避難場所・避難経路等を確認する。
・家族との連絡手段を決めておく・非常持出品を準備しておく。
（食料、水、常備薬、懐中電灯、携帯ラジオ、身分証明書、貴重品等）

【室内の対策】
・窓ガラスの飛散防止対策をする。
・タンス類・本棚等の転倒防止対策をする。・ベッド頭上に物を置かない。

【出火や延焼の防止対策】
・火災警報器の電池切れがないことを確認する。
・漏電遮断機や感震ブレーカー等を設置する。

【地震発生後の避難生活の備え】
・水や食料の備蓄を多めに確保する・簡易トイレを用意する。
・携帯ラジオや携帯電話の予備バッテリー等を準備する。

防災無線を聞き逃した！そんなときは

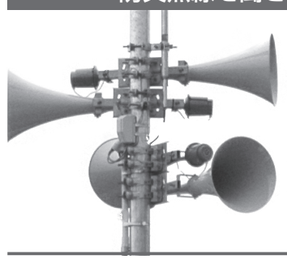

無線放送確認テレホン
☎（57）0061（おおむせん）

屋外スピーカーから流れた町役場からの放送を、電話で確認することができます。
※消防のサイレンなどは再生できません。

緊急時に有効な防災メールの登録を！

平生町防災メールサービス

防災情報、気象警報・注意報などをメールで配信するサービスです。

【登録方法】
①次のアドレスに件名・本文を入力せずにメールを送信します。
e-hirao@xpressmail.jp

◁ＱＲコード対応の携帯電話をご利用の場合、左図からアドレスを読み取ることができます。

②返信される登録用メールの内容に沿って必要事項を入力すれば、登録完了です。

※登録用メールが届かない場合は、迷惑メール設定などをご確認ください。

まちの話題

長寿をお祝い

▲中津 ミツエさん（写真下）とご家族

本年度100歳を迎えられるみなさんと町内最高齢者の方を浅本町長が訪問し、記念品などを手渡しました。

このたび対象となられた方は次のとおりです。

【最高齢者】
中津 ミツエ　さん（107歳）

【本年度100歳を迎えた方】
久保 武夫さん　　中本 マスヨさん
鹿野 儷子さん　　窪田 寛子さん
鶴薗 マス子さん

にこにこひろばまつり

9月7日に、平生まち・むら地域交流センターで町母子保健推進協議会主催の「にこにこひろばまつり」が開催されました。このおまつりは、子育ての輪づくりを目的に企画され、手作りおもちゃ遊びや、赤ちゃんのはいはい＆よちよちレース、子ども用品バザー等が行われました。

当日は、町内外の乳幼児や小学生、その家族等の約150人が参加し、大変賑わいました。

平生中学校職場体験学習

9月9日、10日の2日間、平生中学校2年生による職場体験学習が行われ、町役場においても、広報業務として、平生小学校で働く生徒の取材を行っていただきました。

【記事の文章（※）および写真撮影担当：寺本夏芽さん】
9月9日に、平生小学校で平生中学校の二年生が職場体験に参加しました。小学校では体育の授業をしており、体験をしていた平生中学校の生徒は「小学生に説明をして、わかってくれたときはとても嬉しいです」と話していました。　※記事文章は一部加筆しています。

「SAGA2024国民スポーツ大会」の出場選手を激励

「SAGA2024国民スポーツ大会」に出場する西岡大騎さんの激励会が9月24日に町役場で行われました。

西岡さんは「柔道少年男子」の種目に山口県代表として出場します。

大会に際し「全国の選手はとても強いので、まずは1回戦を勝ち上がれるようにがんばりたいです」と出場の意気込みを話されました。

こんにちは保健師です

問町保健センター　☎（56）7141

子どもの発達について不安を抱えていませんか？
お困りの方は遠慮なくご相談ください！

◇子どもの発育や発達についてこのような不安を抱えていませんか？

□発音や吃音（どもり）が気になる　□ことばのおくれがある　□場慣れが悪い
□コミュニケーションがうまくとれていない　□ちょっとしたことでかんしゃくを起こす　□こだわりが強い
□ほかの子がじっとしている場面でじっとできない　など

◇町には子どもとの具体的なかかわり方を一緒に考える場があります

町保健センターやポコ・ア・ポコでは、子どもの健やかな成長や発達を見守るため、気になることや心配なことをお聞きしながら、教室や相談の場をご紹介しています。得意、不得意なところを理解し、かかわることで、より成長し、子どもや家族にとって過ごしやすくなるかもしれません。かかわり方の一例として、１つずつ具体的に繰り返し伝えたり、できたときはほめ、気持ちを伝えてみると良いかもしれません。

一人で抱え込まず、身近な方やかかりつけ医、町、幼稚園・保育園などに話してみませんか？

ポコ・ア・ポコについてはこちらから▶

令和６年度新型コロナウイルス感染症および高齢者インフルエンザ予防接種について

本年度の新型コロナウイルス感染症および高齢者インフルエンザ予防接種について、次のとおり実施します。

なお、新型コロナウイルス感染症および高齢者インフルエンザ予防接種は、対象者のうち希望した人に行うものであり、義務や強制ではありません。

●対象者

平生町に住民登録があり、次のいずれかに該当する人
①65歳以上の人
②60～64歳で、次のいずれかに該当する人
A 心臓・腎臓・呼吸器の機能障がいで身体障害者手帳１級程度の障がいがある人
B ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活が不可能な程度の障がいがある人

●接種期限　令和７年２月28日㈮まで

●接種回数　各１回

●接種費用（自己負担額）

新型コロナウイルス感染症予防接種：2,100円
高齢者インフルエンザ予防接種　　：1,490円
※生活保護世帯の人については、医療依頼証を提示することで、接種費用が免除となります。

●接種時に必要なもの

・本人確認書類（健康保険証、運転免許証など）
・健康手帳または予防接種手帳
・身体障害者手帳１級の写しまたは医師の診断書（対象者②に該当する人）
・医療依頼証（生活保護世帯の人）

●接種医療機関

医療機関	電話番号
向井医院	56-2106
おきの内科糖尿病クリニック	56-7733
光輝病院	58-1111
平生クリニックセンター	56-2000
みつおかクリニック	58-5010
さいとう整形外科（※）	56-0707
たけの子クリニック	25-3341

※さいとう整形外科は、高齢者インフルエンザ予防接種のみ実施しています。
※町外の医療機関でも接種できますので、町保健センターまたはかかりつけの医療機関にご確認ください。
※ワクチンの準備等のため、事前に医療機関へ連絡し、予約をしてください。

問町保健センター　☎56-7141

予防接種手帳を活用しましょう

予防接種手帳は接種したワクチンの種類や回数などの記録を残すための手帳です。大切に保管をお願いします。
また、予防接種を受けるときには、忘れずに医療機関に予防接種手帳を持参し、窓口に提出してください。
なお、予防接種手帳をお持ちでない人は、町保健センターまたは佐賀出張所で交付します。

作ってみんさい 食べてみんさい

平生町食生活改善推進協議会

鶏団子と秋野菜の雑穀おかずスープ

睡眠の質改善におすすめな、おかずになるボリュームスープです。鶏肉や豆腐には睡眠ホルモンを作る材料であるアミノ酸「トリプトファン」が、雑穀にはリラックス効果のある「GABA」が多く含まれています。快眠を促すごちそうスープで、野菜も美味しく食べられますよ。

材料　４人分

雑穀……60g
鶏ひき肉……240g
木綿豆腐……１/４丁
長ねぎ……20g
しょうが……4g
さつまいも……160g
大根……250g
にんじん……80g
[A]
酒……小さじ１
塩……少々
片栗粉……大さじ１
水……1000cc
鶏がら顆粒だし……大さじ１弱
ごま油……小さじ１
塩・こしょう……少々

作り方

1. 大きめの鍋に、雑穀とたっぷりの水を入れて強火にかける。沸騰したら弱火にし、ときどきかき混ぜながら20分ゆで、ざるに上げて流水で洗い水気を切る。
2. さつまいもの皮を縞目にむき、厚さ１㎝程度の半月切りまたはいちょう切りにし水にさらす。大根とにんじんは皮をむき、同様の大きさに切る。長ねぎはみじん切りにし、しょうがはすりおろす。
3. ボウルに鶏ひき肉、水気を切った豆腐、長ねぎ、しょうが、［A］を入れ、粘り気が出るまでよく混ぜる。16等分し、丸めて鶏団子を作る。
4. 鍋に水(1000cc)、大根、にんじんを入れて中火で煮る。野菜におおよそ火が通ったら［3］を入れてあくを取り、鶏がら顆粒だしを入れて５分程度煮る。さつまいもを加えてさらに煮込み、全体に火が通ったらごま油を加え、塩・こしょうで味を整える。
5. ［4］を器に盛り、［1］をトッピングする。

図書館だより

暮らしの中に図書館を!!

図書検索・予約システム QR コード▼

平生図書館　☎56-2310　**【開館時間】**9:00～17:15
【行事予定】10月19日㈯　古文書輪読会［9:45／平生図書館］
10月26日㈯　ひらお図書館まつり［10:00／平生図書館］
【休館日】 **10月**…21日㈪、28日㈪、31日㈫（月末整理日）、
11月…４日㈪、11日㈪
【ホームページ（予約・検索可）】http://www.town.hirao.lg.jp/kurashi/shisetsu/toshokan.html

New 一般書

統合失調症　糸川昌成 監修
イッツ・ダ・ボム　井上先斗 著
コード・ブッダ　円城塔 著
サブ・ウェイ　佐野広実 著
新しい恋愛　高瀬隼子 著

New 児童書

自分らしく、あなたらしく　高橋うらら 著
どろぼう猫とモヤモヤのこいつ　小手鞠るい 作
パインさんのおるすばん　レオナード・ケスラー さく
パンどろぼうとりんごかめん　柴田ケイコ 作
ほしじいたけほしばあたけ　石川基子 作

話題の☆

迷惑な終活

内館牧子　著　（講談社）

年金暮らしの原夫妻。¨生きているうちに死の準備はしない¨主義の夫・英太が、あるきっかけから終活をしようと思い立つ。周囲にあきれられながらも高校時代の純愛の相手に会うため動き始めるが、思わぬ事態を引き起こし―。

農地の転用には許可が必要です！

農地転用とは？

農地を農地以外の住宅用地や太陽光発電施設、道路、山林などに用途を変えることを農地の転用といいます。（田を畑地として造成する場合は転用になりませんが、別に届出が必要です）

許可が必要な理由

農地は、人々の生存に欠かせない食料の大切な生産基盤です。特に、耕作面積が狭いうえに人口が多い我が国では、食料自給率が低いため、優良な農地を大切に守っていく必要があります。そのため、農地の転用には、農地法で一定の規制が設けられています。

対象となる農地

すべての農地が転用許可の対象です。地目が農地であれば、耕作されていなくても農地性（農地として活用できる状態）がある限り、農地として扱われます。

一時的な転用の場合

農地を一時的に資材置場、作業員仮宿舎、進入路などとして利用する場合も転用となり、許可が必要です。

農業用施設用地として転用する場合

自己の農地保全や利用上必要な施設（耕作用の道路、用排水路など）に転用する場合、または、２アール未満の農地を自己用の農業経営施設（農舎、畜舎など）に転用する場合、許可は不要ですが、届出が必要になります。

許可なく転用した場合

無断で転用した場合、農地法違反となり、農地などの権利取得の効力が生じません。また、工事の中止や原状回復などを命ずることがあり、これに従わない場合は、罰則が科せられます。

転用の手続き

所定の事項を記載した申請書を作成し、農地のある市町村の農業委員会へ提出してください。

問町農業委員会事務局（町役場産業課内）
☎56-7117

地域おこし協力隊
菅野久美子の活動日誌

たくさんのオリーブが収穫できました！

９月29日に、オリーブの収穫イベントを開催しました。当日はお天気にも恵まれ、たくさんの人に来場いただき、約22kg 収穫をすることができました。イベントでは２kg ピッタリになるように収穫するゲームを行ったり、簡単にできる塩漬けの作り方・食べ方のご紹介をしました。

その後、10月1日～２日には、ハートピアセンターでイベントで収穫したオリーブの実の搾油体験を行いました。オリーブオイルの搾油率は５～７％ほどととても少なく、１キロの実から50～70ml しか抽出できません。

10月半ばには残りのオリーブを収穫し、およそ350kg を九州の業者に依頼し搾油する予定です。

搾油したオイルは特産品の試作などに使う予定で、来年度収穫されたものからは、いよいよオリーブオイルなどを商品として販売できるように準備を進めているところです。

先輩隊員からオリーブ栽培を受け継いで１年半、平生産のオリーブ製品をみなさんにお届けできるまでもう少しのところまできました。

オリーブの実を使った加工品も考えていますので、楽しみにしていてくださいね。

問町役場産業課　☎56-7117

町民福祉課の窓口を開設

●開設日
第１日曜日（１月、５月は第２日曜日）
第３土曜日
●開設時間 9:00～12:00

●取扱業務
・マイナンバーカードの申請サポート（写真撮影が無料）、交付、電子証明書の更新
・住民票の写しの交付、戸籍謄抄本（除籍・改製原戸籍を除く）の交付、印鑑登録および印鑑登録証明書の交付

問町役場町民福祉課 戸籍班　☎56-7113

人権行政相談

※相談無料・秘密厳守

次回 11月11日(月)

どなたでもお気軽にご相談ください
●相談日
毎月第２月曜日（休日の場合は翌日）
●時間（場所）
10:00～（平生まち・むら地域交流センター）
13:00～（佐賀地域交流センター）
●相談員
人権擁護委員、行政相談委員
●相談内容
・人権に関わる悩みや困りごと
・行政全般についての苦情相談ならびに意見や要望などについて

正しい知識で安心な消費生活

問柳井地区広域消費生活センター　☎22-2125

ＳＭＳやメールでの“フィッシング詐欺”に要注意！

相談

自分が利用している銀行名でスマートフォンにメールが届いた。利用制限を告げる内容の記載があり、ＵＲＬをクリックすると、ＩＤ、パスワードなどの個人情報を入力するよう求められたが、入力しても大丈夫か。

アドバイス

「フィッシング詐欺」の可能性があるため、個人情報の入力はしないでください。

ワンポイント

実在する企業や公的機関などの組織の名をかたり、ＳＭＳやメールを送りつけ、偽のホームページに誘導することで、パスワードやＩＤ、暗証番号、クレジットカード番号などの個人情報を盗み取るフィッシング詐欺に関する相談が多く寄せられています。

日ごろ利用している事業者名のメールでも、まずはフィッシング詐欺を疑いましょう。

また、メールに記載されている URL からではなく、正規のサイトからアクセスを試みることも安心につながります。

不安なことがあれば、迷わず柳井地区広域消費生活センターに相談してください。

柳井警察署だより

「私は大丈夫」は危険信号！

詐欺事件被害者の多くが「自分がだまされるとは思わなかった」と言われます。

うそ電話詐欺やＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺の発生は、連日、ニュースで取り扱われていますが、「私は引っかからないから大丈夫」と思うと、記憶に残りません。

詐欺のニュースを見たら、『自分も気を付けないと』と思ってください！

○詐欺被害防止のポイント
『信じない』・・・突然のお金の話は信じない！
『慌てない』・・・急がされてもまずは相談！
『教えない』・・・暗証番号は絶対秘密！

問柳井警察署 ☎23-0110

申：申込み先　問：問合せ先
【町ホームページ】http://www.town.hirao.lg.jp/

information

じょうほうでんごんばん 情報伝言板

お知らせ

金魚ちょうちん製作就業体験者募集（体験無料）

●日時　11月13日㈬午前10時～正午
●場所　金魚班工房（柳井市）
●内容　シルバー会員さんと一緒に金魚ちょうちん製作の体験を行う
●対象　平生町在住の60歳以上の人
●持参物　水分補給の飲み物・筆記用具
●服装　エプロン着用
●定員　4人（要申込）
※申込多数の場合は、選考します。
●申込締切　10月31日㈭（必着）
※申込方法等詳しくはお問い合わせください。
※諸般の事情により、講習を延期または中止する場合があります。
申問（公社）山口県シルバー人材センター連合会
☎083（921）6070
詳細はこちらをご覧ください▼

シルバー人材センター会員入会説明会

健康で働く意欲のある60歳以上のみなさん、シルバー人材センターの会員になってみませんか。まずは入会説明会にお越しください。（予約不要）
●日時　10月28日㈪午後1時30分～3時
●場所　平生まち・むら地域交流センター　第3研修室
問（公社）柳井広域シルバー人材センター
☎（23）5959

第6回全国一斉障害年金法律相談会

障害年金に関する一般的な相談や支給停止・支給却下の事案等の相談を受け付けます。
●日時　11月8日㈮午前10時～午後0時30分、午後1時30分～4時
●相談方法　弁護士による電話相談（相談料無料・予約不要）
●相談受付電話番号（当日限り）
☎0570（031）108
問山口県弁護士会事務局
☎083（922）0087

安全でおいしい水道水

平生町では、田布施・平生水道企業団による田布施浄水場と、小瀬川を源流とする弥栄ダムからの柳井地域広域水道事業による受水によって、みなさんへ「安全でおいしい水道水」を供給しています。
問田布施・平生水道企業団　☎52-2400

安全でおいしい！

水道水は、浄水場では24時間監視、蛇口では残留塩素検査などを毎日行い、法に基づくさまざまな検査により水質を厳しくチェックしています。

冷やしておいしい！

水は、体温マイナス20℃でおいしく感じると言われています。お茶やジュースを冷やすように、水道水も冷蔵庫や氷で冷やして飲んでみてください！

カルキ臭が気になるときは…水道水にレモン汁を入れたり、水を煮沸することで、水道水中の塩素が減って、よりおいしく飲むことができます。
【注意】塩素がなくなると、細菌が繁殖しやすくなりますので、なるべく早く飲むようにしてください。

井戸水から水道へ

現在、井戸水を利用している家庭などでは、井戸水が周囲の環境から汚染されていないかどうか、1年に1回程度の水質検査を行うなど、井戸の所有者が十分な管理を行う必要があります。水道を利用できる地区であれば、飲み水には「水道水」をおすすめします。
【井戸水の水質検査に関する問合せ先】
柳井健康福祉センター　☎22-3631

井戸水
▷定期的な水質検査が必要。▷停電やポンプの故障で水が出ない。▷砂が入り、ボイラーなどの故障や水の濁りが発生する。

水道水
24時間いつでも安全で衛生的な水が利用できる。

大島夢さくひろば祭り

大島夢さくひろば祭りは、大島夢さくひろば（田布施農業高校大島分校跡地）の利用者が中心となって、ふれあいと元気の場を作ることを目的に開催します。
この祭りには、ふれあい市場として、島スクエアプラス講座受講生の起業準備・実験・実証の場として実施することも含んでいます。

●日時
11月9日㈰　9:00～13:00
●場所
大島夢さくひろば（周防大島町小松91-4）
●内容
農水産物・飲食物・各種手作り品・キッチンカー販売、フリーマーケット、キッズスペース、楽しいステージイベント、健康相談、映画上映ほか

●主催
大島夢さくひろば祭り実行委員会
●主管
ＮＰＯ法人島クスエアプラス
＜問合せ先＞
〒742-2106 周防大島町小松91-4
ＮＰＯ法人島スクエアプラス
☎090-7979-4615(山本) 090-4142-9839(三原)
※ふれあい市場は、島スクエアプラス起業家育成講座受講生の起業のための準備・実験・実証の場として開設するもので、地域の方にも参加を呼びかけ、交流の場としても機能するように取り組んでおります。
※大島夢さくひろば祭り実行委員会メンバー
・ＮＰＯ法人島スクエアプラス・医療法人おかはら会
・周防大島ふるさとづくりのん太の会・周防大島元気村
・さつき園

フリーランスの方との取引に関する新しい法律が11月から施行されます

近年、多様な業種でフリーランスという働き方が普及している一方、フリーランスは「個人」で業務を行う形態のため、「組織」として事業を行う企業等の発注事業者との間で交渉力の格差に起因する取引上のトラブルが増えています。
こうした中で、フリーランスの方が安心して働くことのできる環境を整備するため、フリーランスの方との取引の適正化と、フリーランスの方の就業環境整備を目的とした「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が、今年11月1日から施行されます。
詳細は、厚生労働省ウェブサイト（右記）をご覧ください。
問山口労働局雇用環境・均等室　☎083-995-0390

10月は循環型社会形成推進月間です

RRR Reduce Reuse Recycle　3Rで地球にやさしい生活を

循環型社会の形成を推進するためのキーワードが「3R（スリーアール）」です。
家庭でできるちょっとしたことから、地球にやさしい生活を始めてみましょう。

3Rとは

Reduce（リデュース）
物を大切に使おう、ごみを減らそう
Reuse（リユース）
繰り返し使おう
Recycle（リサイクル）
再び資源として利用しよう

家庭でできる3Rの取組み

● 必要なものを必要なだけ買いましょう
● 過剰な包装は断りましょう
● マイバック・マイボトル・マイ箸を使いましょう
● 詰め替えできる商品を選びましょう
● ごみを正しく分別しましょう
● 再生して作られた製品を利用しましょう
問町役場環境政策室　☎56-7126

おとな(15歳以上)の救急医療電話相談

☎#7119［毎日24時間］
または☎083-921-7119
内容：おおむね15歳以上の急患や疾病に関すること

こども(15歳未満のお子さん)の救急医療電話相談

☎#8000［毎日19:00～翌8:00］
または☎083-921-2755
内容：15歳未満の子どもの急患や疾病に関すること

こころの救急電話相談（山口県立こころの医療センター）

☎0836-58-4455［24時間対応］
内容：精神科受診など早急な対応に関するご相談を、ご家族やご本人からお受けします。（精神病、うつ病などこころの病気による混乱した言動、ひきこもり、自殺願望など）

月間火災・救急発生状況

8月	火災			救急
	建物	山林	その他	
管内	0	0	2	367
町内	0	0	0	65

資料：柳井地区広域消防組合

月間交通事故発生状況

8月	人身事故(件)	死者(人)	傷者(人)	物損事故(件)
管内	10	0	14	153
町内	4	0	6	24

資料：柳井警察署

休日や平日夜間の医療案内

柳井地域休日夜間応急診療所
［柳井市中央１丁目10－17］
☎22-9001
（診療時間内のみ）
※応急的診療のため、専門的な診療や検査を受けられない場合があります。
※受付は診療終了時間の30分前までです。

区分	診療日	診療時間
休日昼間	日曜日・祝日、盆（８月15日） 年末年始（12月30日～１月３日）	9:00～12:00 13:00～17:00
平日夜間	月～金曜日 ※休日・土曜日の診療はありません	19:00～22:00

柳井健康福祉センター相談日

〔山口県柳井総合庁舎／☎22-3631〕

●骨髄バンク登録検査《要予約（前日まで）》
11月５日㈫　9:00～10:00
●Ｂ・Ｃ型肝炎抗体検査《要予約（前日まで）》
11月５日㈫　10:00～10:30
●風しん抗体検査《要予約（前日まで）》
11月５日㈫　10:30～11:00
●ＨＩＶ抗体検査《要予約（前日まで）》
※当日検査結果がわかります
11月５日㈫　13:30～15:30
●心の健康相談《要予約（１週間前まで）》
11月19日㈫　13:15～13:45
●思春期・ストレス相談《要予約（前日まで）》
11月26日㈫　13:00～16:00

10月の納税　納期限 10月31日

町県民税	第３期
国民健康保険税	第４期
介護保険料	第４期
後期高齢者医療保険料	第４期

☆完納で育てよう明るい平生町☆

◎便利な口座振替も利用できます◎

問町役場税務課（町税）　☎56-7114
問町役場健康保険課（保険料）　☎56-7115

まちの人口

8月31日現在
住民基本台帳記載人口
（　）：前月対比

世帯数	5,358	世帯	（＋　2）
人　口	10,779	人	（－　9）
うち男	5,109	人	（－11）
女	5,670	人	（＋　2）

①定額減税しきれない人への調整給付金
②新たに非課税および均等割のみ課税となった世帯への給付金
それぞれの手続きはお済みですか？

申請期限
令和６年
10月31日㈭

給付金の対象者と思われる人には「支給確認書」を送付しています。まだ申請がお済みでない人や、書類不備などで手続きが完了していない人は、申請期限までに手続きをお済ませください。

【給付対象】
①定額減税可能額が令和６年度分の住民税所得割額および住民税から推計された所得税額を上回るため定額減税しきれない人
②令和６年６月３日時点で町に住民登録があり、令和６年度分の住民税所得割が課税されていない世帯（ただし、令和５年度の給付金の受給資格があった世帯などは除く）
※各給付金の詳細は広報ひらお７月号をご確認ください。
【低所得者支援給付金・調整給付に関すること】問町役場町民福祉課 地域福祉班　☎56－7113
【定額減税に関すること】問町役場税務課 町民税班　☎56－7114

まちのカレンダー

※予定表のため、変更となる場合があります。
※町長と語る会は、実施１週間前までにご予約ください。
セ：地域交流センター

10月

16㈬	こころの健康相談（要予約）［13:30／保健センター］ ティーサロン［13:30/曽根セ］
17㈭	
18㈮	育児学級（要予約）［9:30／平生まち・むらセ］
19㈯	大星山サイクルフェスタ in ひらお ［主会場：JA山口県平生支所］ 休日窓口（住民票・戸籍・印鑑証明・マイナンバーカード（申請支援・受取）） ［9:00～12:00／町役場町民福祉課］ ら・ら・ら　みんな食堂（要予約） ［11:30／ゆうなんこども家庭支援センター］ 体育館開放日　［8:30～12:00］
20㈰	ファミリースポーツ・レクリエーション大会 ［9:00/町スポーツセンター ※雨天時 体育館］
21㈪	
22㈫	
23㈬	町長と語る会（要予約）［18:00／町役場町長室］
24㈭	就学時健康診断［13:00／平生小学校］
25㈮	特設人権行政相談 ［10:00／平生まち・むらセ、13:00／平生まち・むらセ］ ふらっとサロン［13:30／平生クリニックセンター２階］
26㈯	ひらお図書館まつり［10:00/平生図書館］ 体育館開放日　［8:30～12:00］
27㈰	平生中学校文化祭［9:00／平生中学校］
28㈪	
29㈫	
30㈬	普通救命講習［9:00／平生まち・むらセ］
31㈭	集団がん検診・健診（要予約） ［8:30／平生まち・むらセ］

11月

1㈮	集団がん検診・健診（要予約） ［8:30／平生まち・むらセ］
2㈯	第55回平生町総合文化展　［9:30／町武道館（～３日）］ 令和６年度秋の文化行事開会セレモニー　［13:45／町体育館］ 第37回ふれあいコンサート　［14:00／町体育館］
3㈰	休日窓口（住民票・戸籍・印鑑証明・マイナンバーカード（申請支援・受取）） ［9:00～12:00／町役場町民福祉課］ 令和６年度生涯学習表彰式　［9:30／町体育館］ 第35回町民音楽祭　［13:00（予定）／町体育館］
4㈪	
5㈫	認知症カフェあいあむ ［13:30／ふれあいまちづくりセンターあいあむ］
6㈬	マイナンバーカード出張申請サポート ［9:30～12:00／大野セ］
7㈭	１歳６カ月児健康診査［13:20／保健センター］
8㈮	マイナンバーカード出張申請サポート ［9:30～12:00／竪ヶ浜セ］
9㈯	陶芸教室［13:30／竪ヶ浜セ］ 体育館開放日　［8:30～12:00］
10㈰	宇佐木ふれあい祭り［10:30／宇佐木セ］
11㈪	人権行政相談 ［10:00／平生まち・むらセ、13:00／佐賀セ］
12㈫	
13㈬	マイナンバーカード出張申請サポート ［9:30～12:00／曽根セ］
14㈭	マイナンバーカード出張申請サポート ［9:30～12:00／平生まち・むらセ］ 離乳食学級（要予約）［10:00／保健センター］
15㈮	育児学級（要予約）［9:30／平生まち・むらセ］ 町立学校の将来の在り方検討委員会 ［15:00／町役場２号棟３階会議室］

平生町民憲章

わたくしたち　平生町民は、ふるさとの美しい自然と歴史をうけつぎ、明るく住みよいまちづくりを目指して、次のことに努めます。
わたくしたち　平生町民は
1　自然を大切にし　環境をととのえ　美しいまちをつくります
1　スポーツに親しみ　きまりを守り　健やかなまちをつくります
1　思いやりと　感謝の心をもち　温かいまちをつくります
1　勤労をとうとび　活力にみちた　豊かなまちをつくります
1　文化を創造し　若い力を育て　伸びゆくまちをつくります

美しいまちをつくります ポスター・標語

※学校名・学年は受賞時（令和５年度）のものです。

ポスター最優秀作品

平生小学校６年　大本　心奈

標語最優秀作品

環境と自然の恵み　つないでく
みんなで守る　美しさあふれる平生町

平生中学校３年　大本　海斗

ミュージックチャイムの曲名　6時／【10月】里の秋　【11月】もみじ　正午／平生町の歌　17時／夕やけこやけ

わが家のアイドル お誕生日おめでとう！

次号の
「わが家のアイドル」
締切は
10月18日(金)！
11月生まれのお子さんの
応募をお待ちしています！

●対象　広報発行月に誕生日を迎える町内在住の小学校入学前（満１歳～満６歳）のお子さん
●申込方法　メールで①、②を提供してください。
①お子さんの名前（ふりがな）、生年月日、性別と保護者の氏名、住所、連絡先
②写真データ※写真は、掲載を希望する保護者から提供してください。
問町役場地域振興課　☎56-7120
メール：hirao1@town.hirao.lg.jp
※件名を「わが家のアイドル申込み」としてください。

平生町合併 70 周年記念ロゴマークの一般投票を実施中！

令和７年１月１日に合併 70 周年を迎えるにあたり、町民の皆様と共に祝うためのシンボルとなるロゴマークを募集したところ、44 作品の応募があり、町で最終候補の３作品を選出しました。
この中から、一般投票により平生町合併 70 周年記念ロゴマークを決定します。
自分のお気に入り“推し”にぜひ投票してください！　問町役場総務課　☎56-7111

【No.1】

【No.2】

【No.3】

●投票資格
どなたでも投票可能　※投票は１人１票です。
●投票方法
ロゴマーク投票ページ（右記）から投票してください。

投票はこちらから

投票締切
令和６年10月31日(木)

道路の異状を発見したらお知らせください。
問町役場建設課　☎56-7118

編集・発行　平生町役場
〒742-1195 山口県熊毛郡平生町大字平生町210番地の1
☎0820-56-7120［地域振興課］
✉hirao1@town.hirao.lg.jp
ホームページ　http://www.town.hirao.lg.jp/
印刷　中村印刷株式会社